

# 筆界立会について

あなたの大切な土地を守るためにご協力ください。



福井地方法務局

福井県土地家屋調査士会

社団法人 福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

## 土地所有者の皆様へ

土地を分割（土地分筆登記）、又は登記簿の地積を訂正（地積更正登記）をする場合には、原則として次の作業が必要になります。

1. 隣接地との筆界について隣接地所有者との現地立会い
2. 立会い結果に基づいた土地の測量
3. 測量図を合てつした筆界確認書の作成
4. 境界標の設置

又、筆界に関するトラブルを防止し、正確な地図を作成するため、次の事項に御協力をお願いします。

### (1) 筆界確認時における本人確認の実施

（筆界確認をされた方が隣接地所有者ご本人であることを確認するため、現地立会いに参加された方々の運転免許証、健康保険証等の提示について御協力をお願いします）

### (2) 筆界確認書への実印押印と印鑑証明書の添付

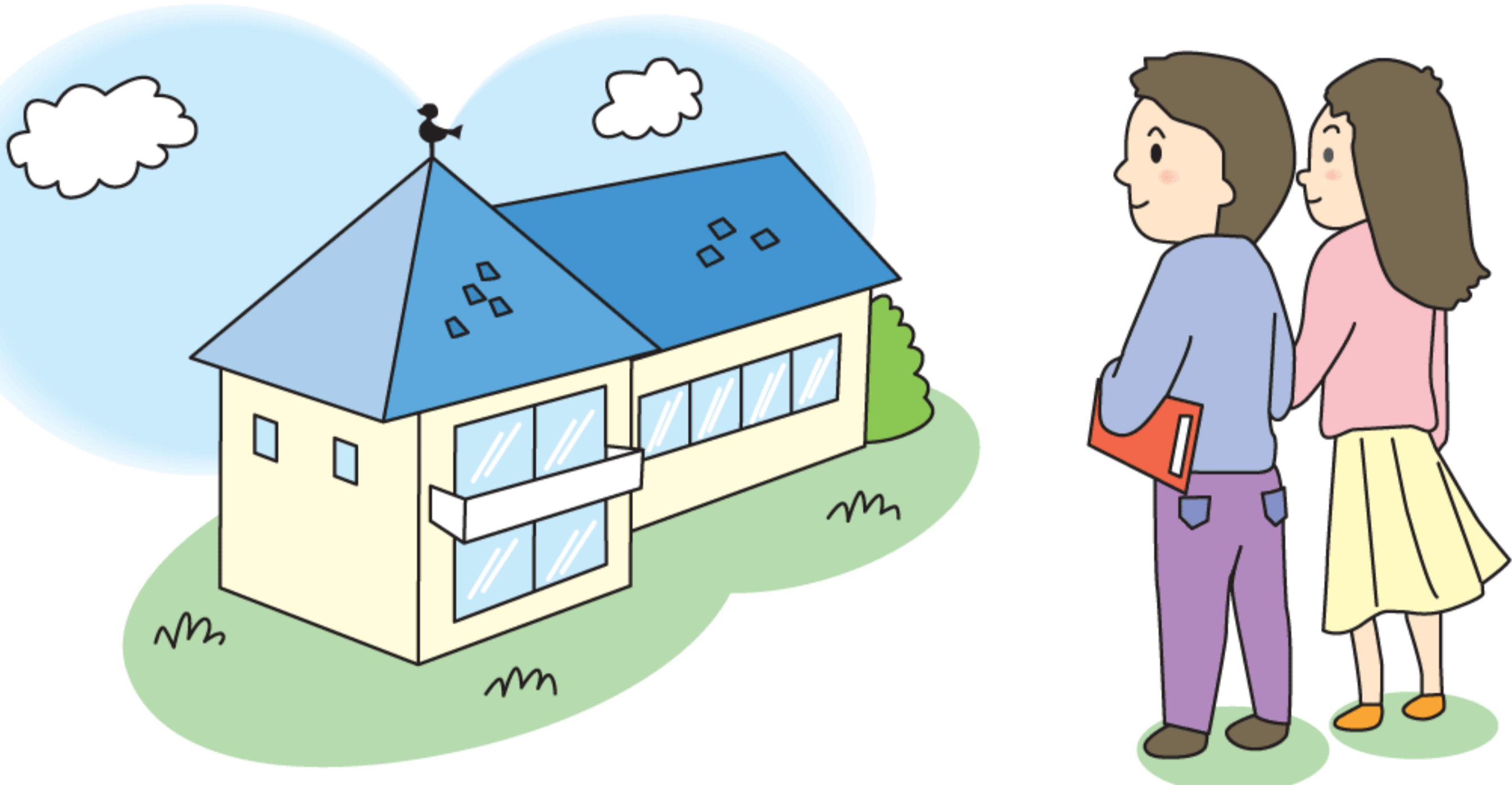
（筆界確認は皆様の財産を守るための大切な行為です。後日の筆界紛争を防止するため、筆界確認書には隣接地所有者の皆様の実印押印、印鑑証明書の添付について御協力をお願いします）

「筆界」とは、ある土地が登記された時にその土地の範囲を区画するものとして定められた線のことをいいます。

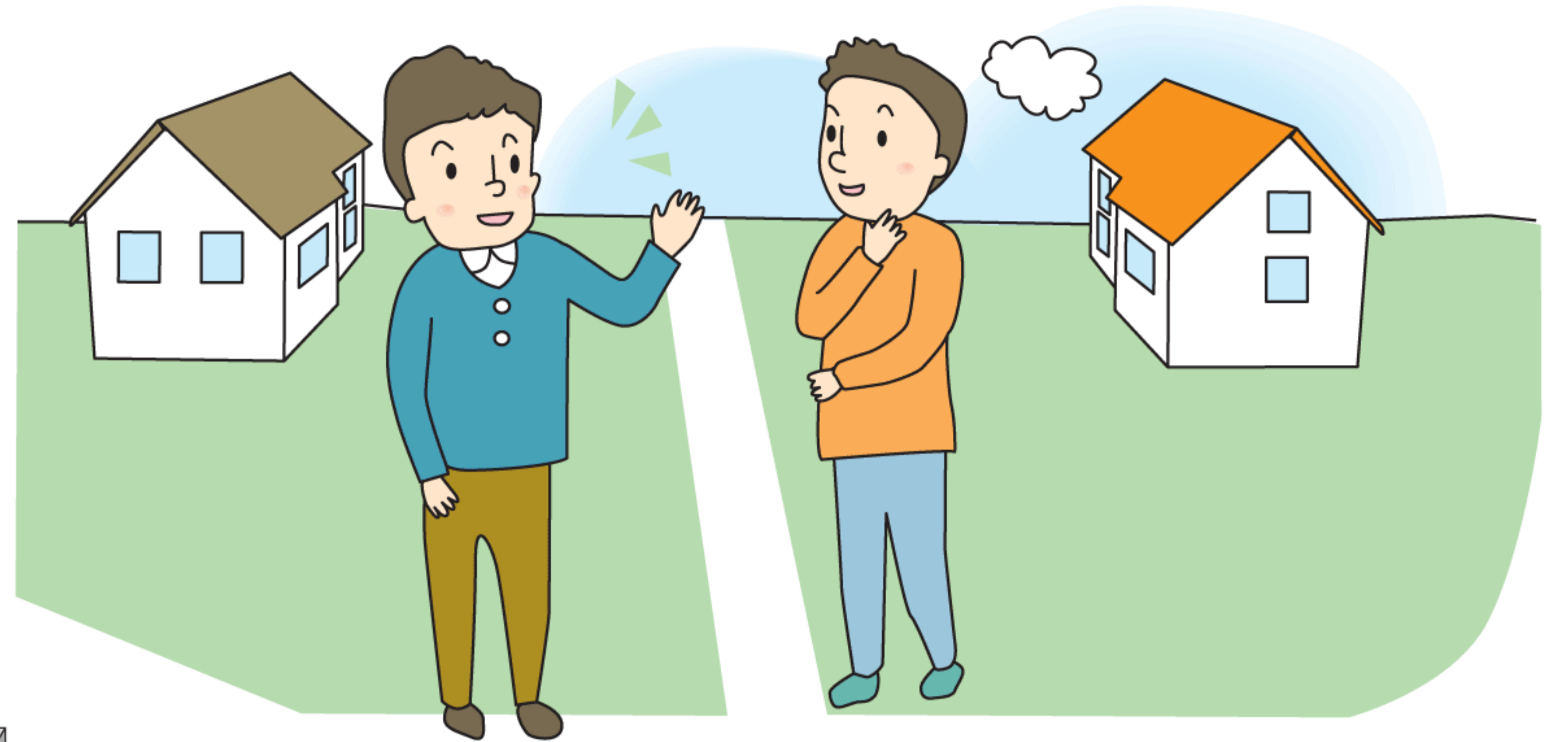


# 土地家屋調査士は このような仕事もしております

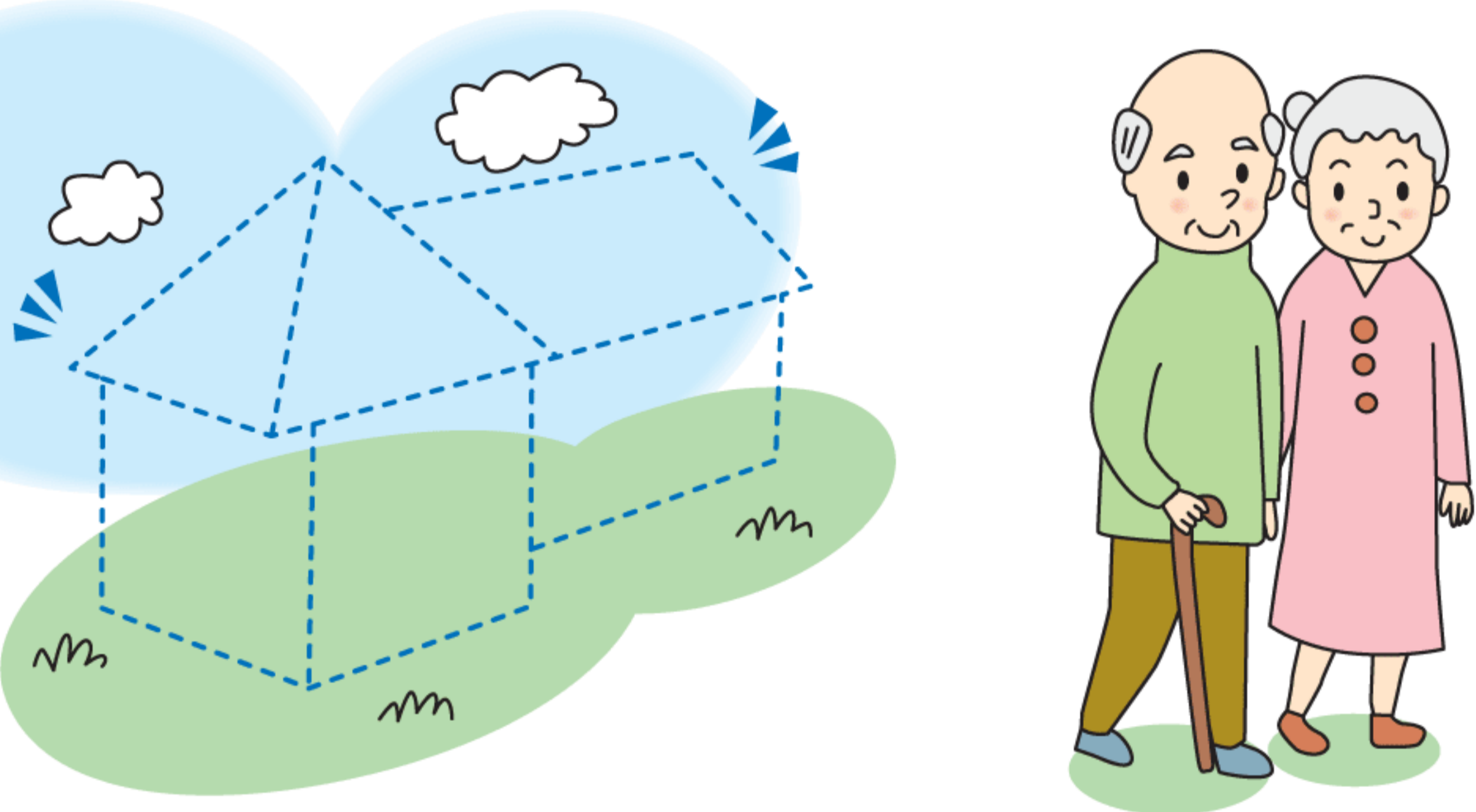
●建物を新築…→表題登記 または増築したとき…→表示変更登記  
(1ヶ月以内に登記することが義務づけられています。)



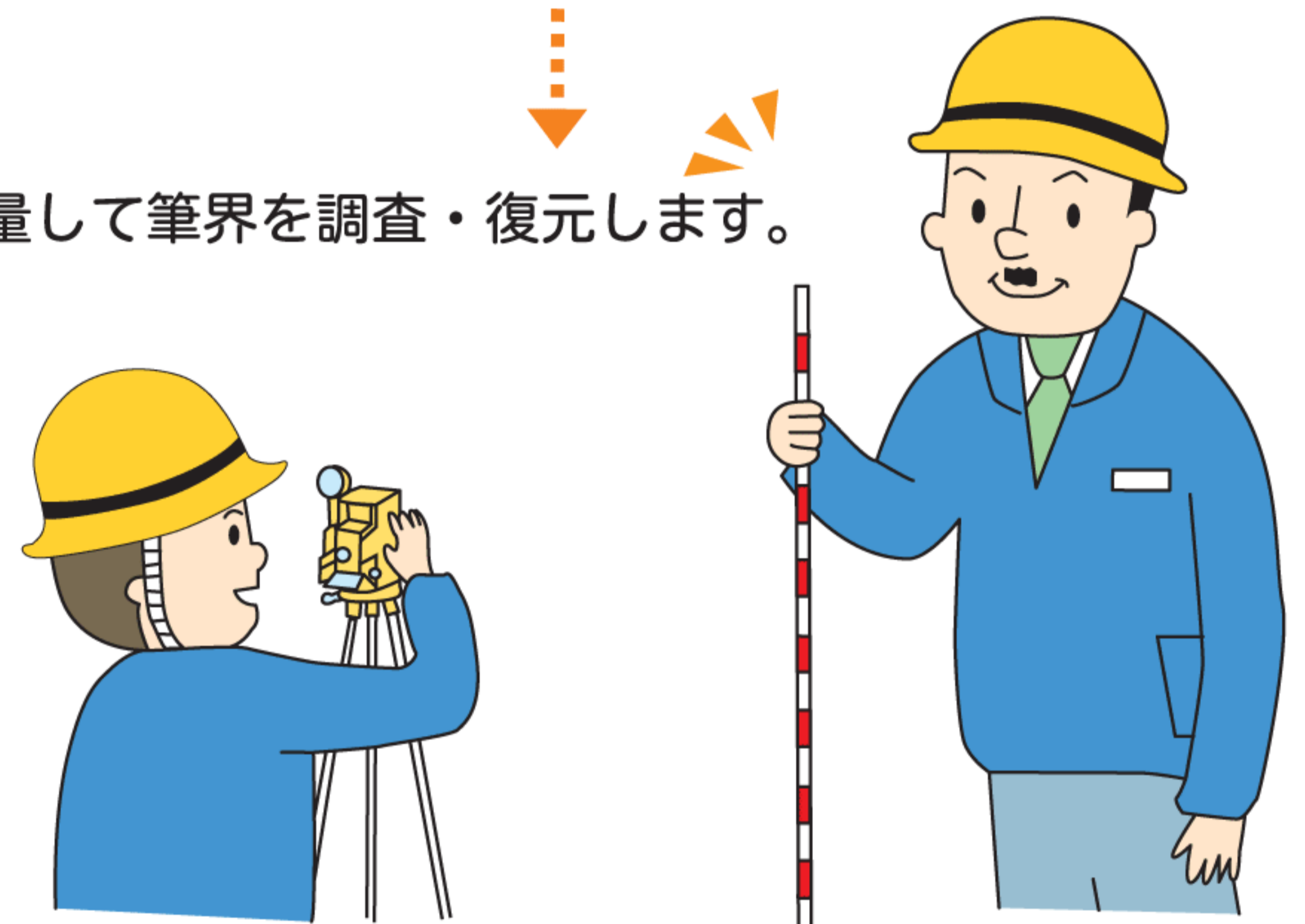
●筆界がわからないときで隣接地所有者の協力が得られたとき



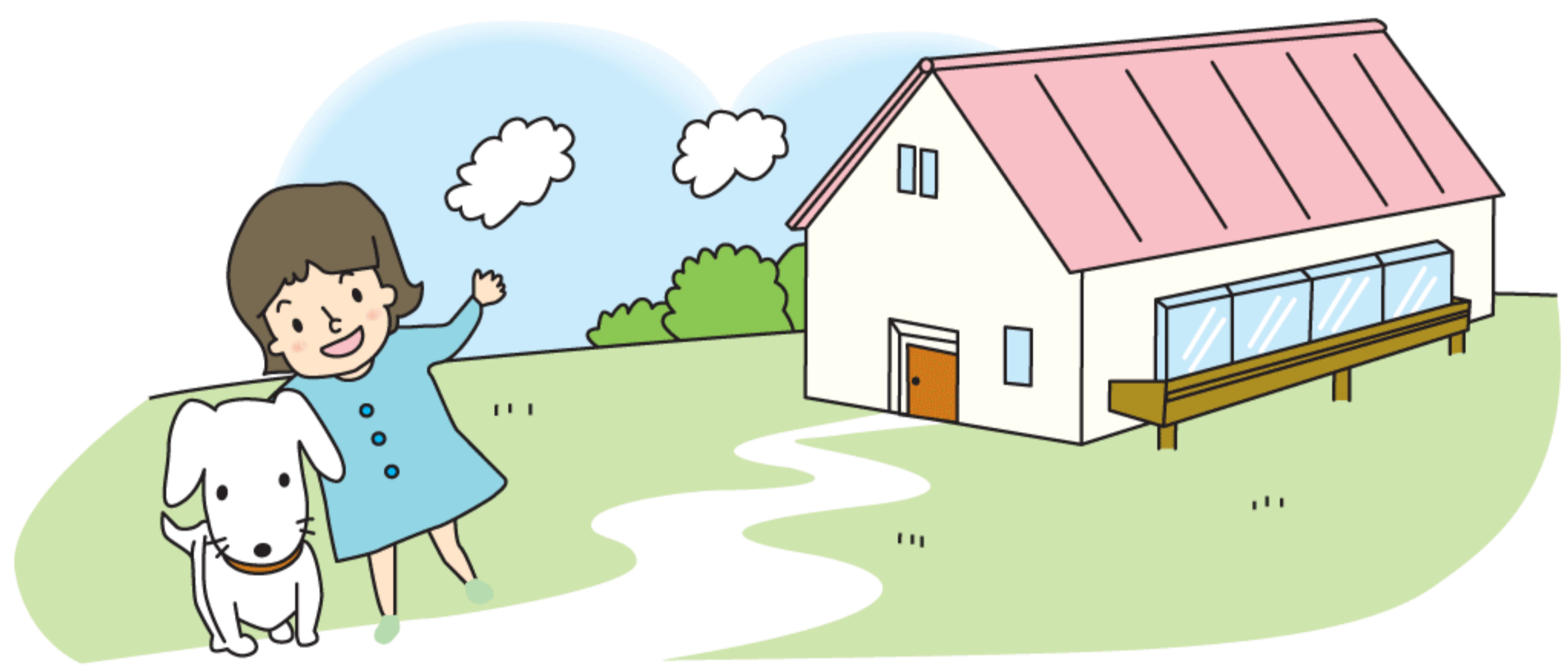
●建物を取り壊したとき…→滅失登記  
(1ヶ月以内に登記することが義務づけられています。)



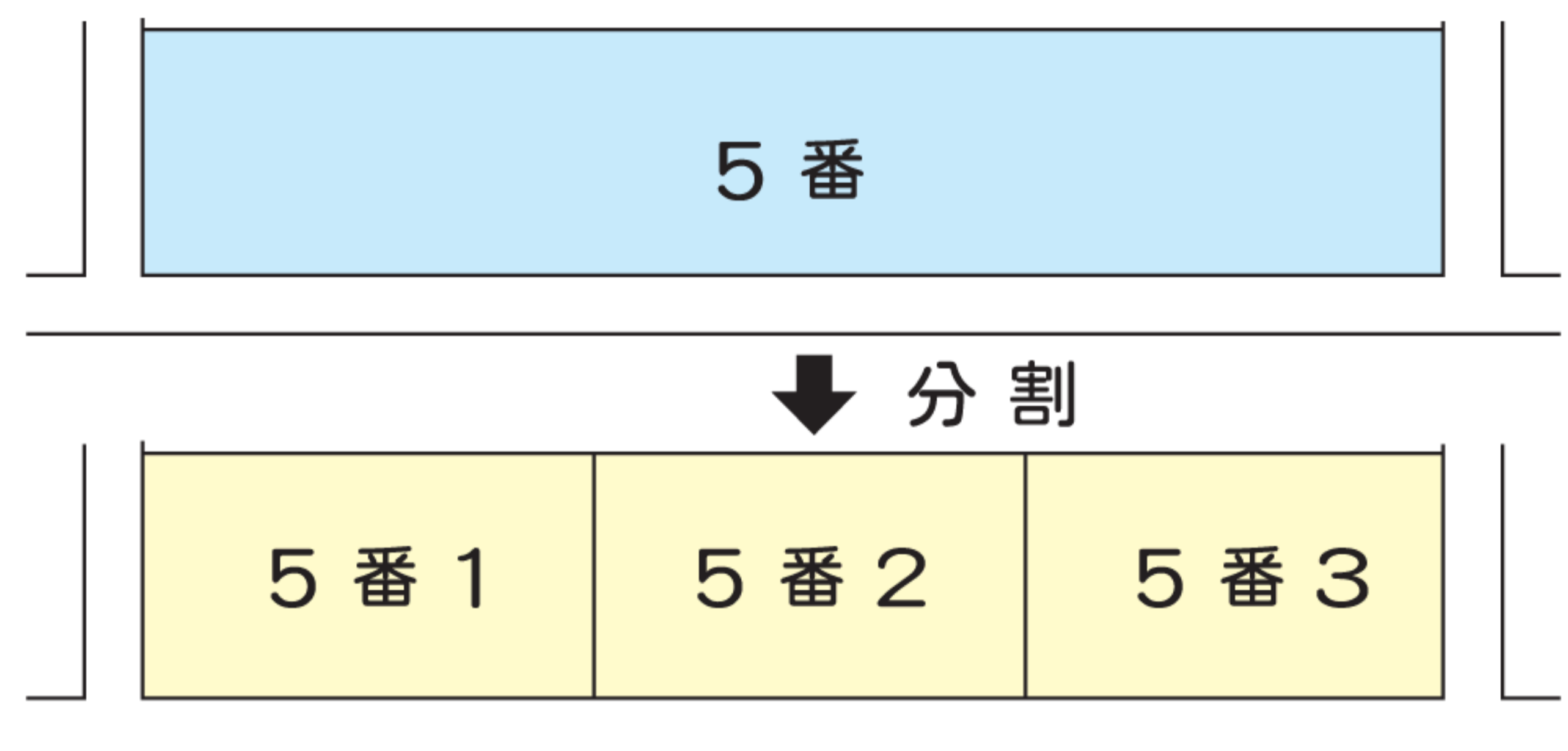
土地を測量して筆界を調査・復元します。



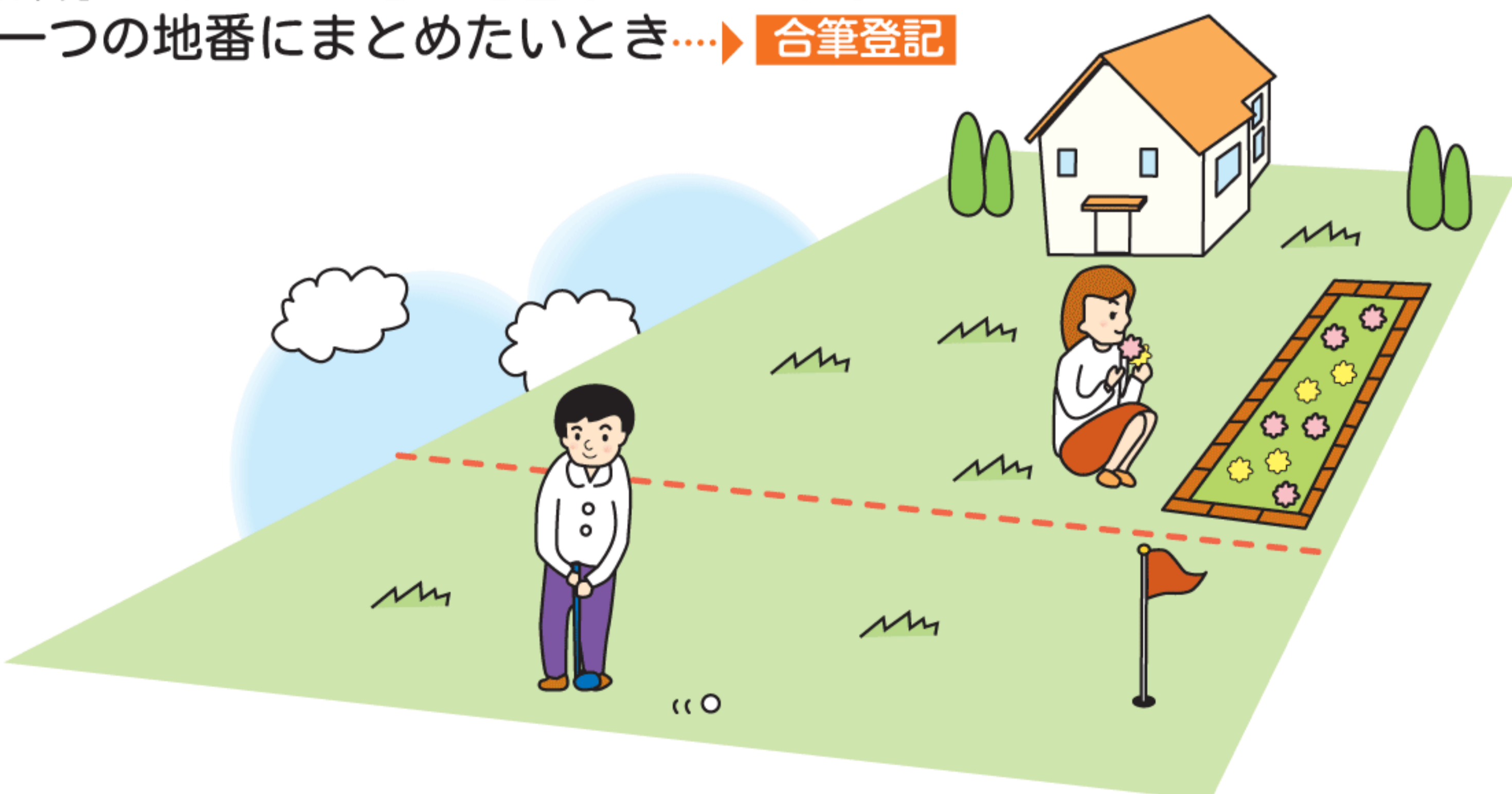
●建物の敷地として使用しているのに  
登記簿では宅地になっていないとき  
●畑や山林などを造成して宅地に変更したとき…→地目変更登記  
(1ヶ月以内に登記することが義務づけられています。)



●相続や贈与、または売買などのために一筆の土地を  
二筆以上に分けたいとき…→分筆登記



●所有している土地の地番がいくつもあるので  
一つの地番にまとめたいとき…→合筆登記



●登記してある土地の面積が  
実際の面積と違うとき…→地積更正登記



福井地方法務局

福井県土地家屋調査士会 TEL(0776)33-2770 <ホームページ> <http://www8.ocn.ne.jp/~ftk/>

社団法人 福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 TEL(0776)33-2731 <ホームページ> <http://www8.ocn.ne.jp/~koushoku/>